

第51回米沢地区社会人サッカーリーグ実施要項

- 1 主 旨 米沢地区社会人サッカーの普及とレベルアップを目指す。
- 2 主 催 米沢地区サッカー協会・山形新聞社
- 3 主 管 米沢地区社会人サッカーリーグ運営委員会
- 4 期 日 2025年4月～10月(予定)
- 5 参 加 資 格
- (1) 米沢地区の社会人チームとする。(大学生も含む。) スポーツ安全傷害保険に加入しているチーム。
 - (2) チーム内に公認審判員(4級以上)が3名以上いること。
 - (3) 米沢地区サッカー協会に運営費負担金(チーム:10,000円、個人:700円)、1種委員会負担金(5,000円)及び山形県サッカー協会登録料(3,000円)を納入すること。
- 6 会 場 ○米沢市営人工芝サッカーフィールド
- 7 リーグ構成 1部制 2回総当たり 選手の二重登録は不可。(参加チーム数により変動有り)
ただし、下記の条件を満たした時に限り、試合の成立を認めるものとする。
 - ① 事務局及び相手チームの承諾を得ること。
 - ② 相手チームに1人あたり2,000円をその場で支払うこと。
- 8 競技日程等
- (1) 組み合わせ、試合日程、審判の割当ては、リーグ事務局で作成の上、4月4日(金)の運営委員会において決定する。
 - (2) 試合日程の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情の場合は、相手チーム及び審判を行うチームの了解を得て変更すること。
 - (3) 割当てられた試合審判の日程変更は出来ないので、やむを得ない事情の場合は、当該チームの責任において他に審判を依頼すること。
- 9 競技方法
- (1) ルールは前年度の日本サッカー協会規則による。
 - (2) 試合時間は70分とする。(5分休憩)
 - (3) メンバー表は試合開始10分前まで3部作成し、主審及び対戦相手チームに提出する。
 - (4) 選手交代はGKを含め登録選手の範囲内の人数とする。
※ただし、再度の入場を認めるものとする
(アウトオブプレー時)。
 - (5) 次の場合は不戦敗(0-5)とする。(主審が決定する)
 - ① 試合開始時刻に試合成立人数(7人)に達しない場合。
 - ② 登録していない選手が出場したとき。
 - (6) 試合球は縫い合わせボールとし、各チーム持ち寄りとする。
 - (7) 試合中に天候が急変し、試合続行不可能と主審が判断した場合は試合を中止し、その試合は再試合とする。
 - (8) 退場及び今リーグ中通算して2回の警告を受けた選手は、次節の試合を出場停止とする。
 - (9) 高校生の試合出場は3名以内とする。
 - (10) 人工芝フィールド会場において、交換式スタッドは使用禁止。会場内の喫煙は、指定場所のみ可。
- 10 審 判 主審、副審は、審判委員会で割り当てる。但し、割り当たがない日は各チームで3名準備すること(有資格者を準備すること)

11 会場の準備	(1) 会場準備を割当てられているチームは、試合開始時刻に間に合うように試合会場の準備を行うこと (2) 会場準備チームは、運営委員長の相田昌洋宅から試合記録バッグ、ライズマンフラッグを借りて行くこと。
12 試合の記録	試合の記録は、当該試合の主審が行う。 (チーム代表者から記録内容の確認をとること。)
13 会場の整理	(1) 会場の管理責任チーム(者)は、コーナーフラッグを片付け、試合記録バッグ、ライズマンフラッグを相田昌洋宅まで届けること。
14 順位の決定	(1) 勝ちは勝点3、引き分けは勝点1、負けは勝点0とし、合計勝点が多いチームを上位とする。 (2) (1)で決しない場合は、得失点差の多いチームを上位とする。 (3) (2)で決しない場合は、総得点の多いチームを上位とする。 (4) (3)で決しない場合は、当該チームの対戦結果とする。
15 表彰	チーム 第1位～3位 賞状、トロフィー及び賞品を贈呈。 個人 得点王 賞品を贈呈。 ベストプレーヤー賞(各チーム1名) 賞品を贈呈。
16 罰則	下記の事項について履行しなかった場合は、運営委員会の決定により次年度リーグでペナルティを課す。 (1) 割り当てられた審判を行わなかった場合。 (当該チームから代替の審判に1人あたり5,000円を支払うこと。) (2) 試合を棄権した場合。ただし、1週間以上前に通知した場合を除く。 (当該チームから審判に10,000円、相手チームに20,000円を支払うこと) (3) 無断で運営委員会に出席しなかった場合。 (4) 登録していない選手が出場した場合。 (5) その他この要綱に定めた事項を履行しなかった場合。 ※ 上記の(4)、(5)にあたるとリーグ事務局が認めた場合は、14「順位の決定」の規定にかかわらず、最下位とする。
17 その他	リーグ運営委員会の事務局を相田昌洋宅に置く。 連絡先 米沢市桜木町2-64 相田 昌洋(相田製箱所) TEL 23-0102 FAX 24-2857 E-Mail: sphu2339@train.ocn.ne.jp

※ 選手の追加登録は、任意の用紙に必要事項(氏名、年令、ポジション)を記入し、参加料(選手1人1,700円)を添えて相田委員長まで提出すること。試合への出場は、1週間後とする。